

# 分配国民所得の再検討と延長推計について

(所得部会資料 No. 4-1)

## 目 次

### 第 1. 分配国民所得の再検討

- (1) 法人所得 (退職金、寄附金)
- (2) 勤労所得
- (3) 個人業主所得
- (4) 財産所得

### 第 2. 延長推計について (個人業主所得)

#### (附) 1. 製造業に含まれる農家活動部分

- 2. 農家の自家生産およびその付加価値

第1 分配所得の再検討

(1) 法人所得

1. 退職金（除政府）

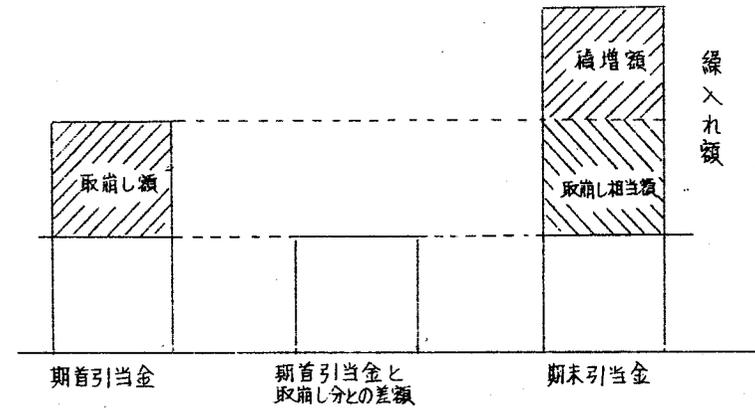
(1) 企業の支出する退職金について、現行国民所得推計は、退職給与引当金制度を有する法人の引当金積増額（期首期末残高の差額）を法人出保中に計上しているにすぎない。（個人については、益金中に含まれている。）

従って、ここでは、①発生主義をとった場合に、計上すべき金額はいか程になるか、②それらは、現在どのように扱われ、今後どのような調整が必要となるか、等について検討した。

(2) 発生主義をとる場合の算定すべき退職金額は、引当制度を有する企業について引当金繰入額となる。〔制度のない企業については退職金の支払額自体となる。〕しかし、現在、引当金繰入額を直接把握しうる資料はない。そこで次のような間接的方法が考えられる。

下図で引当金は、退職金の支払、引当金累積額の限度額超過等の理由により取崩され（益金に算入）るとともに、当該年度の引当金繰入れにより、期首より積増分だけの増減をもって期末引当金となる。

ここで求めるべきものは、当該年度の繰入れ額であるが、それは図から明らかのように、①取崩し額と、②積増額との合計に等しい。このうち、取崩し額は直接把握する資料はないが、退職金支払額をもつてはば代用しうらと思われる。



（参考） 税法上、引当金勘定の益金算入は、次のような場合に行なわれる。①従業員の退職、②引当金が、累積限度額をこえた場合 ③引当金、特定預金の目的外支出 ④その他

(3) 35年の各関係データは次のとおりである。

- ① 引当金制度のある法人の積増額：約417億円
- ② 退職給与支払額（個人・法人分）：約960億円

(4) これらのうち、積増額（417億円）については、現在すでに法人所得中に算入されているが、支払額については、① 個人企業の支払額は益金より支払われているので、国民所得中に算入済みである。しかし、勤労所得、或いは振替支出として集計するためには、同上益金中より分離する必要がある。

② 法人企業の支払額中、制度を有する法人分については、一度益金に算入されても直ちに支払相殺されるし、また他の勘定にも計上されていないので、国民所得中から脱落しているとみられる。この分は、制度の有無を問わず法人合計額として推計するか、又は制度を有する法人分として推計する必要がある。

③ 制度なき法人分については、通常損金として扱われており、法人所得、その他勘定の何れにも算入、掲上されくない。従って、②と同様な調整が必要である。

以上の結果現行推計に対する追加分は支払額960億円中、法人分ということとなる。

(5) なお、これら退収金の取扱いについては、これを勤労所得として扱う考え方と、法人所得として扱う考え方(支払分は法人からの振替支出として考える)とがあるが次のような問題がある。

① 制度を有する企業は、税法上その $\frac{1}{4}$ を準備のため特定預金とし、残りは一般の積立金と同様、その企業が活用している。従って繰入金のうち支給額以外のもの(積増額)については、従来どおり法人所得として取扱うのが現実的ではないか。

② また支給額については、さきにオ3回所得部会においても討議されたように、SNA方式においては「賃金および俸給」に対する附加分として「雇用者報酬」(わが国の勤労所得)に含まれるものと考えられるが、発生主義を貫く

場合は引当金繰入額全体が勤労所得に加えられることとなるらう。

③ そのほか、民間企業における退収金のうち、制度なき企業のそれは、政府の退収金(振替支出)との関係を、どう考えるべきか、等につき検討が必要と思われる。

## 2. 寄付金等

(1) 現行の国民所得推計では、法人企業から支出される寄付金等を「事業振替支出」などの独立の項目として取扱っていないし、また該当する推計値の全額が算入されにくいわけでもない。(例えば、税法上、損金扱いされない寄付金分が、法人所得中に算入されている。)

これらの取扱いについては、さきにオ3回所得部会と討議されたように「事業振替支出」として特掲するとしても、現行による脱落分の推計、算入分の分離等の調整が必要となる。

ここでは、経済企画庁が行った「法人企業間接費調査(35年)」、「非営利団体調査(37年)」および35年度10作業の中間結果を用いて、主として支出金額の試算を行った。

(2) 法人企業からの寄付金(「法人企業間接費調査(35年)」による)について

○ 各種寄付金の推計値は次のとおりである。

計	(100.0) 827億円
対企業サービスを本旨とする非営利団体へ	(30.6) 253
対個人サービスを	(39.8) 329
その他	(29.6) 245

注ア、この調査は「法人企業統計」対象企業中約2300体について行ったもので、主として各種間接費の金額と、その中に占める細目の比率を求めたものである。

イ、上表の寄付金額は、「工業統計表」等より求めた売上高に、本調査によって求めた間接費、売上高比率を乗じて算出したものである。

○ 上記の827億円については、次のような問題がある。

ア、このうち税法上、益金扱いのものは、すでに法人所得中に算入されており、もし「事業振替支出」の項を設けるとすれば、重複をさけるため、その分を分離する必要があるが、基礎資料の点で困難である。

イ、SMA、米国方式等に準じ、「事業振替支出」として取扱うべき寄付金を「対個人サービスを本旨とする非営利団体への寄付金」だけにしぼるとすると、(「その他」には企業間寄付金も含むものと思われる)アの理由にもよるが、ここで新たに国民所得中に加算すべき数値は329億円以下ということとなる。

(3) 非営利団体の収入について(「非営利団体調査(37年)」  
「35年10」中間結果による)

○ 民間非営利団体(対個人サービスを本旨とするもの)の収入構成比は次のとおりである。

計	100.0%	811億円
取産収入	13.7	111
企業からの寄付金	14.7	119
収益事業からの振替	4.7	38
個人からの寄付金	66.9	543

注)金額は、調査対象のみ。

一方、35年10作業によると「その他公共サービス(対個人)」への支出額は189.5億円(中間結果)である。

仮にこれが非営利的サービスと考え、また上記収入内訳比率が35年についても適用できると考えると、35年の非営利団体収入内訳(金額)は、次のような結果となる。

計	189.5億円
取産収入	259.6
企業からの寄付金	278.6
収益事業からの振替	89.1
個人からの寄付金	1,267.7

○ 上記試算の取扱いについては次のような問題がある。

ア、(2)における試算と対比さるべき企業からの寄付金に

ついでのみみれば、損益金扱いの問題もあるため、  
278.6億円以下ということができよう。

(附) なお、非営利団体の収入については、国民所得として殆んど計上されていなかったことから、寄付金のみならず広くこの勘定を考慮すれば、「個人からの寄付」を除き（個人所得中に算入されているものと思われる）

627.3億円以下が、加算さるべき金額といえよう。

## (2) 勤労所得

前回の作業において、農業、農林水以外の賃金俸給所得より差引く重役俸給、サービス業および公務の給与等について改訂を行った。その後労働省との間で細部にわたり種々検討した結果、農林水以外の賃金俸給算出方法の一部について改訂を加える事となって、別表の如き結果となった。改訂の主な点は、1人当賃金の基礎資料の關係で雇用者を各産業別常用日雇別に規模30人以上と30人未満に分割してそれぞれの1人当賃金に乗じて所得額を求めているが、この人員を分割する方法の常用雇用の分について改訂を加えた。

従来は「事業所統計調査」（総理府統計局）の全規模の各産業別の常用雇用者に対する、常雇規模30人以上の各産業別常用雇用者（労働省で事業所統計を特別集計した計数）の比率をそれぞれ求めて、国民所得部推計による常用雇用者に各産業ごとに乘じて30人以上の常用雇用者を求めていたが、前記常雇規模30人以上の常用雇用者はただ事業所統計の常雇30人以上を集計したも

のでなく、一部についてはもう一度事業所に照会しなおして日雇名義のため本来常用に入るべきものが日雇とされているもの等を修正してあるため、事業所統計調査そのままの全規模の常用雇用者と比率を求めるのは適当でなく、むしろ常雇規模30人以上の計数そのものはかなり信頼度の高い計数と思われるので、そのまま30人以上の常用雇用者として用いた方がよりよいとして、そのまま用い、当部推計よりこれを差引いた残を30人未満の常用雇用者とした。

(100万円)

	現行計数 A	改算計数 B	今次改算計数	C - B	C - A
農 業	40,185	40,829	40,829	0	644
林 業	90,760	85,251	85,251	0	△ 5,509
水 産 業	117,440	93,447	93,447	0	△ 23,993
鉱 業	161,218	162,555	155,711	△ 6,844	△ 5,507
建 設 業	418,144	430,171	423,253	△ 6,918	5,109
製 造 業	1,948,664	2,003,520	1,958,776	△ 44,744	10,122
卸 小 売 業	763,299	828,869	804,955	△ 23,914	41,656
金融保険不動産業	266,166	282,921	284,231	1,310	18,065
運輸通信その他公益事業	817,420	823,373	799,656	△ 23,717	△ 17,764
サービス業	704,067	850,487	857,019	6,532	152,952
公 務	448,633	522,955	522,856	△ 99	74,223
勤 勞 所 得	5,775,986	6,124,378	6,025,987	98,391	250,001

## (3) 昭和35年度、個人業主所得(非農林水)の別途推計

産業間格差を34年就業構造基本調査より求める。基礎となる製造卸小売業の業主当り所得および業主数は現行の計数をそのままとした。なお、卸小売業と金融不動産業が、本のため分離した。

	格 差 %	業主当り 円	業主数 千人	所得額(A) 百万円	現行所得額(B) 百万円	(B - A) 百万円
鉱 業	84.5	403,147	12	4,838	7,906	3,068
建 設 業	82.1	391,697	442	173,130	202,611	36,481
製 造 業	100.0	477,097	868	414,120	414,120	—
卸 小 売 業	100.0	328,097	2,092	686,379	686,379	—
金融不動産業	100.0	336,956	53	17,859	17,859	—
運 通	97.6	328,869	60	19,732	23,977	4,245
サービス	92.0	311,000	1,011	313,410	400,369	86,959
小 計	—	—	4,538	1,629,468	1,760,221	130,753
内 訳	—	—	—	18,696	18,696	—
合 計	—	(363,102)	4,538	1,648,164	1,778,917	130,753

## (4) 財産所得

## 1. はじめに

現行分配所得の構成項目から財産所得として分離して取扱いうるものについて一括検討するとすれば、法人所得に計上されている個人配当所得は別として、個人賃貸料、利子所得、官公営業剰余等の政府の賃貸料、利子所得、海外からの純所得、政府と消費者の負債利子が掲げられる。

このうち海外からの純所得、政府と消費者負債利子は少額であるし、産業連関との統合では重要性が乏しいので省略する。また性質推計されていなかった項目として非営利団体の財産所得、公営給与住宅の帰属家賃、政府の帰属利子等が掲げられるが、その取扱については未定であるので、ここで暫定的にとりあげることにした。

なお参考までに諸外国の分配国民所得において財産所得として取扱いれている項目を抜粋するとつぎのとおりである。

国 連

Account 2.	Table 4	構成項目
2.3	3	<p><u>家計および民間非営利団体が受取る財産所得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配当を含み、帰属利子および帰属家賃も取扱われている。</li> <li>○ 民間非営団体の財産所得は振替所得として取扱われている。</li> </ul>
2.6	6	<p><u>一般政府の企業および財産からの所得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財産からの所得には配当を含み、政府の帰属賃貸料も取扱われる。</li> </ul>
2.7 ~ 2.8	7 ~ 8	<p><u>政府と消費者の負債利子</u></p>

米 国

Table 1	構成項目
5	<p><u>個人賃貸料所得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人にサービスを提供する民間非営利団体の賃貸料所得も取扱われる。</li> <li>○ 帰属家賃も取扱われている。</li> </ul>
13	<p><u>純利子</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人にサービスを提供する民間非営利団体の純利子も取扱われる。</li> <li>○ 貨幣利子のほか、帰属利子も取扱われる。</li> <li>○ 政府利子所得を計上される。</li> </ul>

英 国

構成項目	
	<p><u>賃貸料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ グロスベースで把握されている。</li> <li>○ 個人賃貸料所得のほか、政府の賃貸料所得も取扱われている。</li> <li>○ 政府の帰属賃貸料も推計されている。</li> </ul>
	<p><u>海外からの財産所得</u></p>
	<p>控 除</p>
	<p><u>海外への財産所得</u></p>

2 分配国民所得

(35正年, 単位: 100万円)

項 目	改訂事項	現 行 A	改 訂 B	増 減 B - A	所 属 成 項 目	備 考
(1) 貸貸料所得関係		258,637	292,953	34,316		(1) 貸貸料所得関係
(a) 個人貸貸料所得		250,295	250,295	0	個人貸貸料所得	(a) 非営利団体貸貸料所得 目下調査中, 総合部会では家計セクターのみを個人貸貸料所得に計上し, 帰属は取扱わない。
田畑小作料		9,050	9,050	0		
地代家賃		238,206	238,206	0		
その他(無体財産権使用料)		3,039	3,039	0		
(b) 非営利団体貸貸料所得		0	—	—	未 注	(c) 政府貸貸料所得 帰属(約250億円)は取扱わない。
(c) 政府貸貸料所得		8,342	8,342	0	官公準兼剰余等	(d) 公営給与住宅帰属家賃 勤労所得として取扱う案と, 法人所得として取扱う案がある。暫定的にグロスベースで計上した。
(d) 公営給与住宅帰属家賃		0	34,316	34,316	未 注	
(2) 利子所得関係		534,486	619,486	85,000		(2) 利子所得関係
(a) 個人利子所得		461,455	509,555	48,100	個人利子所得	(a) 個人利子所得 総合部会の検討による帰属利子の脱漏項目計上は
貨幣利子		297,322	297,322	0		
帰属利子		164,133	212,233	48,100		(b) 非営利団体利子所得 非営利団体貸貸料所得と同様な問題がある。
(b) 非営利団体利子所得		0	—	—	未 注	(c) 政府利子所得 左記の計数以外に資金運用部その他の政府出資金金融機関の帰属利子(約160億円)がある。
貨幣利子		0	—	—		
帰属利子		0	—	—		
(c) 政府利子所得		73,031	109,931	36,900	官公準兼剰余等	
貨幣利子		73,031	73,031	0		
帰属利子		0	36,900	36,900	帰属利子は未注	
合 計 (1)+(2)		793,123	911,103	117,980		

3 産業別所得における増減

(単位 100万円)

構成項目 産業分類	公営給与住宅帰属家賃			個人利子所得			政府利子所得			増減小計	
	増	減	推計方法 問題点	増	減	推計方法 問題点	増	減	推計方法 問題点		
農 業	0		産業連関では SNA方式	2,213 (4.6)		金融機関の業	1,365 (3.7)		官公事業剰余	政府の帰属利	3,578
林 業	0		営業余剰に取	96 (0.2)		種別貸出残高	480 (1.3)		等の産業別構	子所得として	576
水産業	71 (0.5)		扱っているの	777 (2.5)		の構成で分割し	796 (2.8)		成比で分割	取扱っている	1189
鉱 業	446 (1.3)		で、暫定的に	962 (2.9)		た。	407 (1.1)		した。	例はあるが、	1815
建設業	1,064 (3.1)		法人所得とし	1,395 (2.9)		○農協組 (75億)	554 (1.5)		○市中金融	政府利子所得	3,013
製造業	17,844 (52.0)		て取扱法人	20,490 (42.6)		○漁協組 (2億)	8,376 (22.7)		機関(163億)	として取扱って	46,710
運通公益事業	3,226 (9.4)		所得の産業別	5,147 (10.7)		○損保	5,756 (15.6)		○日 銀	いる例は見ら	14,129
卸売小売業	6,246 (18.2)		構成比で按	12,938 (26.9)		(6億)	3,911 (10.6)		(206億)	れない。	23,095
金融保険不動産業	4,598 (13.4)		分した。なお	1,443 (3.0)		○郵便年金掛	14,686 (39.8)				20,726
サービス業その他	721 (2.1)		総額の推計方	2,694 (5.6)		が簡易保険 (388億)	1,670 (2.9)				4,485
合 計	34,316 (100.0)		法については 「付」参照	48,100 (100.0)			36,900 (100.0)				119,316

(附)

〔公営給与住宅の帰属計算の方法〕

33年の住宅調査をもとに推計された35年の個人消費支出地代家賃(帰属計算を含む)は509,242'100万円である。

この中には公営給与住宅が安い家賃で含まれておりこれを推計すると20,573'100万円となる。

$$\frac{\text{公営給与住宅(33年)} 1,5500}{\text{総額(33年)} 383,759} = 0.0404\%$$

$$509,242 \times 0.0404 = 20,573$$

この20,573'100万円を家計調査(35年)による官公社宅家賃に対する借家の家賃の割合を乗じて実際家賃を推計すると54,889'100万円となる。

$$\frac{\text{借家} 1.718\text{円}}{\text{官公社宅} 0.644\text{円}} = 2.668$$

$$20,573 \times 2.668 = 54,889$$

この54,889'100万円は安い家賃と実際家賃とが重複しているのでこの重複を除くと帰属計算分が繰られる。

$$54,889 - 20,573 = 34,316 \text{ (100万円)}$$

$$509,240 + 34,316 = 543,558 \text{ (100万円)}$$

(修正家賃地代支出総額)

附の1 製造業の中に含まれている農家活動部分

I・D部門名	部門の 総生産額	そのうち農家活動 による部分	農家活 動部分 の割合	農家活動による部分に ついでに勤労所得およ び営業余利
06加工品	29,715.0	工場活動部分 を除き 10,500.0  19,215.0  資料:工業統計局編  99% 3,848.8 99%床  06食品 3518.0 06製糖 884.1  その他 5242  8775.2 3人以下の 工場20% × 12 として 10,500.0	0.647	勤労所得  15,622.4 × 0.647  = 10,110.0  営業余利  992.9 × 0.647  = 643.0
11製品	17,710.6	工場活動部分 3,210.0を除き  14,500.6  資料同上  99%表 1,435.5  光13 1,241.5 ごご  2,677.0 × 1.2  3,210.0	0.818	勤労所得  1,368.5 × 0.818  = 1,120.0  営業余利  992.0 × 0.818  = 812.0

第2 個人業主所得（非農林水産業）

現行推計と別途推計の差

I.O 部門名	部門の 総生産	そのうち農家活動 による部分	農家活 動部分 の割合	農家活動による部分につ いて勤労所得および営業余利
その他の野 菜果実加工	75,438.8	工場活動部分 26,520.0 を除き  48,918.8  資料同上  乾燥野 菜果実 187.0  その他の野 菜果実の係 21,091.5 係倍 $\frac{22,091.5}{1.2}$ $\times \frac{1.2}{26,520.0}$	0.648	勤労所得 $9,647.9 \times 0.648 = 6,252.0$  営業余利 $5,190.1 \times 0.648 = 3,365.0$
茶、コーヒー	24,118.6	農家所有の茶茶価額  18370の50%として  918.5	0.038	勤労所得 $1,649.5 \times 0.038 = 62.7$  営業余利 $2,511.3 \times 0.038 = 95.4$

附の2 農家の自家生産およびその付加価値 (単位百万円)

	工場及び農家 の自家生産計	農家の自家 生産の分	農家生産の 割合	農家の自家生産に おける営業余利
味噌	39,779.3	15,397.1	39%	2,555.1
しょう油	55,297.2	3,743.5	7%	1,167.4
生切干	2,850.8	2,850.8	100%	294.3
むし切干	406.0	406.0	100%	107.0
こんにゃく粉	精粉 2,916.0 荒粉 2,200.0			101.6
		計 22,397.4		計 4,225.4

附の1,2 概計: 266億円

(1) 現行推計と別途推計の比較

(単位百万円)

	現行推計(A)		別途推計(B)		(A - B)	
	36 FY	37 FY	36 FY	37 FY	36 FY	37 FY
鉱業	7980	7506	5682	5729	2298	1777
建設	225,645	246,353	181,157	186,138	44,488	70,215
製造	449,607	453,355	449,607	453,355	—	—
卸小売	815,607	869,898	815,607	869,898	—	—
金融不 運通	23,518	24,647	28,021	29,978	△4,503	△5,331
サービス	37,390	37,505	35,610	39,684	1780	△2,179
小計	507,441	580,530	367,607	402,239	139,834	178,191
内転	2,067,188	2,219,794	1,883,291	1,987,121	183,897	232,673
合計	2,143	2,1798	2,143	2,1798	—	—
合計	2,088,331	2,241,592	1,904,434	2,008,919	183,897	232,673

(注) 別途推計の差

36～37年度は37年就調より産業間格差を推計した。  
基礎となる製造、卸小売業の業主当りの所得および業主数は現行の計数をそのままとした。

(2) 現行推計方法

別紙参照

(別紙)

個人業主所得の現行推計方法

◎ 製造業 または、卸小売業、個人業主/人あたり所得

$$\frac{n \sum P_i \lambda_i(T) W_i \lambda_i(T)}{N \sum W_i \lambda_i(T)} \times I(P_T) + \frac{N-n}{N} \cdot \frac{\sum P_i \lambda_i(T_0) W_i \lambda_i(T_0)}{\sum W_i \lambda_i(T_0)}$$

$$- (\sum S_i \lambda_i) \times D \times L$$

$P_i \lambda_i(T)$  従業員規模  $i$  の課税対象個人業主/人あたり前年度所得額(個人企業経済調査)

$W_i \lambda_i(T)$  従業員規模  $i$  の課税対象個人業主数ウェイト(就業構造基本調査)

$I(P_T)$  課税対象個人業主/人あたり所得の対前年度比(国税庁年報)

$P_i \lambda_i(T_0)$  従業員規模  $i$  の非課税対象個人業主/人あたり今年度所得額(個人企業経済調査)

$W_i \lambda_i(T_0)$  従業員規模  $i$  の非課税対象個人業主数ウェイト(就業構造基本調査)

$S_i \lambda_i$  従業員規模  $i$  の個人業主/人あたり売上額(個人企業経済調査)

$W_i \lambda_i$  従業員規模  $i$  の個人業主数ウェイト(就業構造基本調査)

$D$  資本金 200 万円未満法人の売上に対する減価償却費の割合(法人企業年報)

$L$  市部に対する全国の個人業主/人あたり所得較差(就業構造基本調査)

$N$  個人業主数(労働力調査)

$n$  課税対象個人業主数(国税庁)

註) 個人業主数ウェイトは就業構造基本調査の規模別個人業主数による。但し、10人以上の規模については同調査では、細分がないので、専業前統計調査の10人以上の分析を就業構造調査より得られる。10人未満の分布に連結する。なお課税対象個人業主はこの分布の上位より、課税対象人員(国税庁)÷個人業主数(労働力調査)までにあたるものと便宜的に定める。

◎ 製造業、卸小売業、以外の産業

二次産業は製造業に対する所得較差、三次産業は卸小売業に対する所得較差、を国税庁年報より求め、上記で求められた製造業および卸小売業の個人業主/人あたり所得に乗じて他の産業の個人業主/人あたり所得を計算する。

◎ 各産業の、業主当り所得に個人業主数を乗じて個人業主所得を得る。